

平成 21 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 フ タ バ 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役社長 小 塚 逸 夫
コ ー ド 番 号 7 2 4 1 東 証 ・ 名 証 第 1 部
お 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 石 川 眞 澄
(TEL 0564-31-2211)

当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、当社転換社債型新株予約権付社債の
監理銘柄（確認中）指定の解除、当社株式の特設注意市場銘柄の指定
ならびに改善報告書の提出請求に関するお知らせ

本日、当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）ならびに名古屋証券取引所（以下、「名証」という。）より、平成 21 年 3 月 19 日付で当社株式の監理銘柄（審査中）指定及び当社転換社債型新株予約権付社債の監理銘柄（確認中）指定を解除する旨の通知を受領いたしました。また、新たに平成 21 年 3 月 20 日付で、東証より、当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領いたしました。

併せて、改善報告書の提出を求められましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除ならびに当社転換社債型新株予約権付社債の監理銘柄（確認中）指定の解除

当社は、平成 20 年 10 月 15 日付で「過年度決算訂正の可能性に関するお知らせ」を開示いたしましたが、その開示内容から、東証及び名証より有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断され、今後の推移及び訂正報告書提出後の審査いかんによっては有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 14 号（上場会社が有価証券上場規程第 601 条第 11 号 a 前段に該当すると認められる相当の事由があると証券取引所が認める場合）に該当するおそれがあるとのことから、投資者に注意を喚起するため、当社株式については監理銘柄（審査中）に指定、また当社転換社債型新株予約権付社債については監理銘柄（確認中）に指定されました。

その後、当社は、平成 20 年 12 月 10 日付で「過年度決算訂正概要、第 2 四半期累計機関業績予想の修正ならびに第 2 四半期決算発表延期に関するお知らせ」において、過年度決算訂正の影響額の概要について開示し、平成 20 年 12 月 25 日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。また、平成 21 年 3 月 10 日には「社内調査委員会の調査報告書について」ならびに「社外調査

委員会の調査報告書について」において、社内調査委員会ならびに社外調査委員会の調査の結果とあわせて再発防止に向けた当社の対応方針を開示しておりましたが、本日、東証及び名証より、審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証及び名証の当社株式についての監理銘柄（審査中）への指定、当社転換社債型新株予約権付社債についての監理銘柄（確認中）指定について、それぞれ解除されることが決定いたしました。

2. 特設注意市場銘柄への指定

上記のとおり、当社株式についての監理銘柄（審査中）指定及び当社転換社債型新株予約権付社債についての監理銘柄（確認中）指定は解除されましたが、当社において、金型設備製造部門と経理部との間で、必要な情報が利用可能な形で伝達されなかったことがあり、また、会計処理の一部において、より厳正な会計ルールの適用が求められたことが判明いたしました。このことから、東証より、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第 501 条第 1 項の規定に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定されたものです。

3. 改善報告書の提出請求

当社は、平成 20 年 12 月 25 日に過年度決算短信等の訂正を開示いたしましたが、これは当社の適正開示を行うための体制における重大な不備に起因する不適切な開示であり、東証及び名証より同体制について改善の必要性が高いと認められ、有価証券上場規程第 502 条第 1 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められました。

当社は、今回の過年度決算訂正において、市場の信頼を傷つけ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを厳粛かつ真摯に受け止めており、信頼回復に向けて、当社グループは、再発防止は無論のこと、グループ役職員が一丸となってコーポレートガバナンスの更なる強化に努めてまいり所存にあります。当社は、すでに再発防止の諸取組を実施してきておりますが、社内調査委員会及び社外調査委員会からの提言を受け、取組の強化をはかっておりますが、取組状況につきましては、6 月まで社外調査委員会にフォローをお願いしております。

株主の皆様、お取引先をはじめとする関係者の方々には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

以上